

集団的自衛権行使の容認

憲法の解釈変更にはNO!

容認しないよう求める意見書案を可決

賛成討論

片岡 守春議員

賛成討論

竹平 豊久議員

反対討論

石川 彰宏議員

国の安全保障に関わる重大な問題を、与党協議だけで行つてよいのか。国民に是非を問うのが先ではないかと考える。また、集団的自衛権の行使によって、どのようなになるのかの説明や議論がされておらず、国民の間に不安と恐れを招いている。武力行使3要件で「恐れ」を「明白な危険」と書き換えても、危険度の度合いを判断するのは誰か。また「必要最小限の実力行使」と言っても、戦闘中に可能なのか。多くの議論の余地を残したままでの閣議決定は、議会制民主主義に反するものであり、拙速と言わざるを得ない。

日本は、米国と安保条約を結び、日本が他国から攻撃された際には、米軍が日本を守るために行動することになっている。しかし、米国が他国から攻撃されても日本の自衛隊は、米軍と一緒に戦うことはできない。真に対等な立場での安保条約であるべきとの考えから、集団的自衛権を全否定するものではない。ただし、憲法の解釈変更ではなく、堂々と憲法を改正するべきと考える。「現憲法が時代の変化に対応できていない」と言うのであれば、第96条に従つて国民に提案するのが筋であり、時の政府による解釈改憲は将来に禍根を残す。

戦後70年、日本及び日本国民は日米安保と憲法9条に守られて発

展してきた。しかし、隣国である中国は、危険極まる行動をとっている。また、北朝鮮の核やミサイルの脅威にもさらされている。このような時期に9条の改正、解釈変更ができないものかと思う。日本は、民主主義の

下、自らを制御し自己規律に基づいた行動ができる国であり、政府は状況に応じた判断ができると考える。



集団的自衛権行使を憲法の解釈変更によって容認しないよう求める意見書(案)

安倍首相は5月15日、首相の私的諮問機関である「安保法制懇」の報告を受けて記者会見し、「集団的自衛権の行使」や、国連の安全保障に名を借りた「多国籍軍への参加」などにふみだす決意を表明しました。

しかし、これは戦後日本が憲法を中心に戦争しない国づくりをおこなってきたこととは全く逆の方向に転換するものです。

これまで、内閣法制局長官は、国会で憲法や法律の政府統一見解について答弁し、集団的自衛権については「行使できないのは憲法9条の制約である。わが国は自衛のための必要最小限の武力行使しかできないのであり、集団的自衛権はその枠を超える」(1983年4月、角田内閣法制局長官)とし、憲法上ゆるされないとしてきました。

また、憲法9条2項があるため、自衛隊を「軍隊ではない」「自衛のための必要最小限の実力組織である」と説明し、「そういった自衛隊の存在理由から派生する当然の問題」(1990年10月、工藤内閣法制局長官)として武力行使の目的をもった部隊の海外派遣、集団的自衛権の行使、武力行使を伴う国連軍への参加の3点について「許されない」という見解を示してきました。

安倍首相は代々の、この政府見解を解釈変更によって転換しようとしています。憲法の考え方が一内閣の解釈変更によって大きく変わることは、憲法の最高法規性を奪い、政府への国民の信頼、ひいては国際的な信頼を失うものになります。また、立憲主義の否定にもつながるものです。

よって政府におかれては、集団的自衛権行使を憲法の解釈変更によって容認しないよう強く要望します。